

○丹波市環境審議会運営規則

平成17年 3 月28日

規則第22号

改正 平成22年 7 月 1 日規則第52号

平成23年 3 月29日規則第42号

平成24年 6 月15日規則第42号

平成27年 3 月27日規則第34号

平成31年 3 月26日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波市環境基本条例（平成16年丹波市条例第141号）第24条第6項の規定に基づき、丹波市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第2条第2項及び前条の規定を準用する。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 会議の開催年月日

(2) 出席した委員及び臨時委員の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 議事の内容

(5) その他必要と認める事項

2 会議録は、会長及び会長が指定する出席委員1人が署名する。

(幹事)

第6条 審議会に10人以内の幹事を置き、市職員のうちから市長が指名する。

2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成22年7月1日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月15日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日規則第34号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日規則第18号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。